

たかが一言、されど一言

誰でも一度は他人からの何気ない一言に、腹が立ったり、傷ついたりした経験があるはずです。時間が経っても思い出すだけでイライラしてしまうこともあります。私たちは、日常の言葉や行動の中で、気付かない内に他人を傷つけていることがあります。言葉は心に多大な影響を及ぼします。特に子どもは言葉による影響を受けやすいと言えます。

では、子どもはどんな言葉に傷つき、どんな言葉に勇気づけられるのでしょうか？ 大人が励まし、勇気づけるつもりで、良かれと思って

発した言葉でも「きつい言葉」「強い言葉」だと、子どもは傷つき、自分の人格や存在、可能性を否定されたと感じ取り、「理解されていない」「自分なんていない

方が良い」と思い込んでしまうこともあります。性格や、家族関係、家庭環境、置かれる状況、感受性の違いによって同じ言葉でも受け止め方が異なり、心の痛み、受ける傷の大きさは違います。

子どもに愛情を持っていても、日々の多忙、精神的なゆとりの無さ、体調不良、子どもへの先入観によって傷つける言葉を発してしまうことがあります。そんなことが度重なり、子どもは心を閉ざし、今後の人格形成に悪影響を与えてしまうことにもなりかねません。

子どもたちにとって、大人の発する一言が、その後の人生の支えとなることもあれば、逆に心に一生残る傷をつけてしまうことがあります。

私たち大人は、話す言葉によって、子どもに希望と勇気を持たせ、やる気を起こさせることが出来ます。自分が発する言葉のひとつひとつが、大きな影響を与えているというのをもう一度見つめ直し、子どもの健全やかな成長を支えていきましょう。

親・大人に言われてうれしかった言葉



大好きだよ
ありがとう
やったね
楽しもう
いい経験したね



なごみ



第 2 3 3 号
2021年8月1日発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL0774-78-3488
FAX0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



コロナ禍での熱中症対策、災害時の熱中症対策についてご確認をお願いします。
気温が一気に上がると熱中症の危険も増します。マスクの着用、運動不足で熱中症のリスクも高まっています。
気温や湿度が高い日は、無理はせず体調の変化に気を付けましょう。

災害時の熱中症予防

～避難生活・片付け作業時の注意点～

環境省
消防庁
厚生労働省

熱中症は、死に至る可能性のある重篤な病気ですが、適切な予防・対処を行えば、防ぐことができます。災害時には、慣れない環境や作業で熱中症のリスクは高くなりますので、お互いに声をかけながら、十分に注意しましょう。

1. 熱中症を予防するためには…

① 暑さを避けましょう

涼しい服装、日傘や帽子、また、在宅避難等の場合はクーラーの積極的な活用。
停電が長引く可能性がある場合、特に高齢者、子ども、障害者の方は、
冷房設備が稼働している避難所への避難も検討しましょう。



② のどが渇いていなくてもこまめに水分をとりましょう

③ 暑さに関する情報を確認しましょう

身の回りの気温・湿度・暑さ指数 (WBGT) (※) の確認。
「熱中症警戒アラート」(令和3年度から全国展開) も活用を。



④ 屋外で人と2m以上離れているときはマスクをはずしましょう

暑熱環境でのマスク着用は熱中症のリスクを高めます。
新型コロナウイルス感染症予防と熱中症予防を両立させましょう。

避難生活における注意点

◆被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により熱中症のリスクが高くなる可能性があります。避難生活では普段以上に体調管理を心掛けましょう。

◆高齢者、子ども、障害者の方は特に注意しましょう。

※やむを得ず車中泊をする場合、車両は日陰や風通しの良い場所に駐車しましょう。車両の断熱シート等も活用しましょう。また、乳幼児等を車の中で一人にさせないようにしましょう。夜間等寝るときはエンジン等をつけたままにすることは避けましょう。

片付け等の作業時の注意点

◆作業開始前には必ず体調を確認し、体調が悪い場合は作業を行わないようにしましょう。

◆できるだけ2人以上で作業を行い、作業中はお互いの体調を確認するようにしましょう。

◆休憩・水分補給は、一定時間毎にとるようにしましょう。また、休憩時には、日陰等の涼しい場所を確保しましょう。

◆暑い時間帯の作業は避けましょう。

◆汗をかいた時は塩分の補給も。

※「暑さ指数 (WBGT)」気温・湿度・輻射 (ふくしゃ) 熱からなる熱中症の危険性を示す指標。



全国の暑さ指数 (WBGT) や、熱中症予防に関する詳しい情報は…
環境省熱中症予防情報サイト: <https://www.wbgt.env.go.jp/>



8月は京都府の「人権強調月間」

京都府では8月を「人権強調月間」と定めています。
和束町でも、人権強調月間は和束町役場1階ロビーで8月2日～31日まで「差別のない社会の実現に向けて」をテーマに人権啓発パネル展を行っています。
身の回りのふとした出来事で、「あ、これも人権だったのか」と気づくきっかけとなる場面がイラストでまとめられています。
少しでも多くの方々に、人権問題に対する理解を深めてもらい、差別のない社会になるよう、これからもさまざまな啓発活動を行っていききたいと思います。



お知らせ

7月の人事異動で、職員の体制が変わりました。

和束町人権ふれあいセンター 館長 中尾 政弘
(人権啓発課長)

気軽に立ち寄れる、また、相談できる場所を目指して取り組みたいと思います。職員一同皆さま方のご来館をお待ちしています。
どうぞ、お気軽にお声がけください。

人権ふれあいセンター



ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。
人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

8月の相談日

月日…8月27日(金)

時間…午後1時30分～4時

場所…人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和束町人権啓発課

(人権ふれあいセンター)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212



人権イメージキャラクター
人権ふれあいセンター



人権イメージキャラクター
人権ふれあいセンター